

鳥取県東部広域行政管理組合消防局告示第4号

鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例（昭和53年鳥取県東部広域行政管理組合条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項に基づき、消防局長が指定する日本産業規格に適合するものを次のように指定する。

建築物等の避雷設備の指定

平成30年10月1日

鳥取県東部広域行政管理組合
消防局長 中 谷 隆 人

消防局長が指定する建築物等の避雷設備は、日本産業規格「JIS A4201-2003」に適合するものとする。

附則 この告示は、交付の日から施行する。

（平成5年3月1日 告示第2号）

附則 （平成30年10月1日 告示第4号）